

八一五
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡宮代町字姫宮一〇九番地五
エステートピア伊草B一〇一〇号
塩田 雅樹

坂巻 一男

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千八十二号
都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第二十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

- 一 許可番号
平成二十一年九月十六日
- 二 指令越建セ第二二〇〇九七〇号
検査済証番号
平成二十一年九月三十日
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂ノ下
一三〇九
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町高野台西六丁目一番
地一五―四―一〇八号
小川 早百合

平成二十一年十月六日
埼玉県越谷建築安全センター所長

埼玉県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に
基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告及
び同条第10項の規定に基づき意見を次のとおり公表する。

平成21年10月6日

- 埼玉県監査委員 根岸 和夫
- 埼玉県監査委員 米田 正巳
- 埼玉県監査委員 田中 龍夫
- 埼玉県監査委員 大山 忍

1 監査結果

(1) 監査の対象事務
平成20年度・平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業
の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 198機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課(報道長、総合調整幹を含む)
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、青空再生課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉施設監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、新産業育成課、商業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、経済流通課、農地活用推進課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、下水道課、開発指導課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課

企業局	総務課(契約局長、工事検査員を含む)、財務課、地域整備課、水道業務課、水道施設課、水道建設課
病院局	経営管理課(契約局長、工事検査員を含む)、がんセンター建設課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、人権教育課、生涯学習文化財課(全国生涯学習フェスティバル推進室長を含む)、スポーツ振興課
警察本部	総務課(公安委員会室、取調べ監督室を含む)、文書課、広報課(けいさつ総合相談センター、音楽隊を含む)、情報管理課(情報セキュリティ対策室、照会センターを含む)、留置管理課(留置センターを含む)、会計課(監査室を含む)、施設課、装備課(装備技術センターを含む)、警務課(採用センター、犯罪被害者支援室、企画調整室を含む)、監察官室、教養課(現任教養推進室を含む)、厚生課、生活安全企画課(生活安全指導室、防犯のまちづくり推進室、サイバー犯罪対策センター、生活安全特別捜査隊を含む)、少年課(少年サポートセンターを含む)、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課(環境犯罪対策室を含む)、子ども女性安全対策隊、地域課(航空隊を含む)、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課(刑事指導室を含む)、捜査第一課(検視調査室を含む)、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課(暴力団排除対策室を含む)、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課(交通安全対策推進室を含む)、交通指導課(放置駐車対策センターを含む)、交通捜査課、交通規制課(交通管制センターを含む)、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転教育課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課(外事特別捜査隊、国際テロリズム対策室を含む)、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部(特別機動警察隊を含む)、第二方面本部、第三方面本部、第

四方面本部

(3) 監査実施日

平成21年6月5日～平成21年8月19日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局 スポーツ振興課		<p>県立武道館の雨漏りについては、平成19年度以前から懸案になっており、指定管理者制度を導入した20年4月から7月にかけても延べ14回発生した。このため、20年6月4日に約79万円、6月30日に約39万円、7月30日に約65万円で、専門業者に依頼して、調査及び応急修繕を実施した。</p> <p>業者からの報告では、できるだけ早く、天窓全体のシーリング打ち替えが必要と繰り返し指摘された。当面様子を見ることとしたが、20年8月から21年3月にかけて延べ27回の雨漏りが発生したため、21年3月に約115万円で部分修繕を行った。</p> <p>こうした対応について、事務の遅れや財務手続きの誤りなど、以下の問題があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門業者から天窓の全体修繕が必要との指摘を受けた時点で、費用や期間などを調査して、具体的な対策を検討すべきであった。 2 1回目の調査及び応急修繕について、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、契約相手である1者からしか徴取していなかった。 3 2回目、3回目の調査及び応急修繕に関する業者からの報告書等の提出が遅れ、調査等の実施から完了検査まで約半年を要した。 4 8月以降も頻繁に雨漏りが発生していたにもかかわらず、翌年3月まで応急修繕を行わなかった。

イ 注意事項

機関・職制名	監査の結果
企画財政部 財政課	<p>平成20年度に締結した地方債の発行主体としての埼玉県の格付等を取得する業務委託契約(787,500円)については、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結の際、見積書を徴取していなかった。 2 前金払の事項を契約書に定めることなく、前金払をしていた。 3 委託業務完了後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。
企画財政部 交通政策課	<p>つくばエクスプレス沿線で施行中の八潮南部西一体</p>

総務部	職員健康支援課	<p>型特定土地区画整理事業地内の原有地において、平成19年10月から電柱2本、支線1本にかかる普通財産の貸付けを行っている。</p> <p>21年1月に貸付額の算出誤りが判明し、21年度分から正しい金額に改めたが、19年度分までの差額(19年度1,279円、20年度3,110円)についても請求するべきであった。</p>
県民生活部	NPO活動推進課	<p>平成20年度のNPO情報セッション運営事業委託契約(347千円)において、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託内容の詳細を示した仕様書が作成されていたため、業務内容が不明確な契約となっていた。 2 相手方から提出された業務完了報告書により、支出負担行為金額を減額したが、変更契約を締結しないうまま委託料を支払っていた。
県民生活部	県政情報センター	<p>平成20年度に「特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版」の印刷(623,700円)を発注した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
環境部	温暖化対策課	<p>「環境教育アセスメント」は、平成14年度に始めた事業で、現在の登録者は95名、派遣実績は例年50～60件程度である。</p> <p>「環境アドバイザー」は、7年度に始めた事業で、現在の登録者は64名、派遣実績は平成19年度までは50</p>

環境部	産業廃棄物 指導課	<p>件程度、20年度はやや増えたが75件である。 環境問題への社会的関心は年々高まっているにもかかわらず、専門家の派遣制度が十分に活用されていない理由を分析して、制度の見直しやPRの充実など、必要な措置を講ずるべきであった。 今後は、20年度から開始した「地球にE~CO(2)と学習推進事業」も含め、環境学習の推進施策を体系的に見直す必要がある。</p>
福祉部	子育て支援 課	<p>認定こども園整備促進事業については、平成19年度の計画5か所、予算額21,500千円に対し、その実績は1か所、9,375千円と計画を下回った。 このため、20年度定期監査において、市町村や庁内の関係部局との連携を強化し、制度の周知及び予算の効果的な執行に努めるよう監査意見を提出した。 しかし、20年度も計画5か所、予算額21,500千円に対し、実績は1か所、599千円と、2年続けて計画を下回った。 当該事業が進まない原因を分析し、必要な措置を講ずるべきである。</p>
福祉部	障害者福祉 推進課	<p>伊豆潮風館の管理運営に当たり、「伊豆潮風館指定管理者モニタリング実施要領」を定め、指定管理者の管理運営状況を確認することとしているが、次のとおり不適切な点があった。 1 四半期に1回現地モニタリングを行うべきところ、20年度は実際に宿泊してモニタリングすること</p>

保健医療部	保健医療政 策課	<p>を理由に年2回の実施であった。 2 毎年度、重点実施事項を別に定め調査すべきところ、20年度は定めていなかった。</p>
保健医療部	保健医療政 策課	<p>平成20年度に一般医薬品の登録販売者試験実施業務委託を一般競争入札により15,645千円で契約した。 埼玉県財務規則では、入札参加者及び契約の相手方が国又は地方公共団体との契約において一定の履行実績があるときは、入札保証金及び契約保証金を免除できるとされている。 入札に参加した3者が提出した履行実績は、主に財団法人や社会福祉法人との契約におけるものであった。免除要件を満たさない実績であり、入札保証金を納付させるべきであった。 また、落札者に対しても同様に契約保証金を免除したことは不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>平成20年度の衛生免許ネットワーク用端末機器等の賃貸借契約(3,853千円)については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報保護にかかわる必要事項が契約に定められている。 契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定を従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。 条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>医療機能情報及び薬局機能情報提供システムは、平成20年度に同一の業者と保守業務委託契約(4,221千円)及び運用業務委託契約(3,654千円)の2件を締結している。各々の契約について、次のとおり不適切な点があった。 1 役割分担やサービス条件などを定めた業務仕様書に同一業務と誤解されるような記載があり、各々の業務内容が具体的に記載されていなかった。 2 業者から提出された2件の実績報告書は同一であった。また、仕様書に定めた業務内容が実績として記載されていないものがあった。 3 確認すべき業務内容が不明確な実績報告書によ</p>

保健医療部	健康づくり支援課	<p>り、履行確認の検査を行い委託料を支払っていた。</p> <p>平成20年度の下記4件の契約については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり啓発事業委託契約 (900千円) 地域歯科保健医療従事者育成支援事業委託契約 (1,100千円) 8020運動推進事業(乳幼児歯科保健事業)委託契約 (3,500千円) 8020運動推進事業(成人歯科保健事業)委託契約 (3,500千円)
産業労働部	就業支援課	<p>平成20年度に締結した特定疾患に係る各種帳票類の印刷契約(6件)については、いずれも同じ3者から見積書を徴取し随意契約により契約を締結したが、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4件の印刷契約、総額1,403,818円については、見積書の收受日、見積業者(3者)、契約者及び納品日が同一であった。1件の発注として、競争入札をすべきであった。 別の印刷契約2件については、見積書の提出日、收受日とともに記載されていなかったが、契約者、納品日が同一であり、見積業者は上記1と同じ3者であった。1件の発注にまとめらるべきであった。 上記6件については、見積合わせの際に徴取した見積書のすべてに日付が記入されていなかった。また、請求書に記入された履行確認日が、相手方から提出された納品書の納品日と異なっていた。 <p>平成21年度に、若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託契約(7,793千円)及び障害者雇用サポートセンター運営業務委託契約(41,650千円)を企画提案型随意契約により締結した。</p>

農林部	<p>いずれの業務も、19年度は提案競技により相手方を選定し、20年度は19年度の契約相手と一者随意契約を行ったことから、20年度定期監査において一者随意契約は適切ではないことを指摘した。</p> <p>21年度は再び提案競技を行ったが、19・20年度の契約相手以外の者からは提案が得られなかった。企画提案の採用、実施に当たりそれぞれ、次のとおり不適切な点があり、結果的に一者随意契約と変わらなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託では、提案書の募集期間が平成21年2月5日から20日までと、土、日、祝日を除くと11日間であり、広く参加者を募り、優れた提案を求めるための十分な期間が取られていなかった。 障害者雇用サポートセンター運営業務の募集要項には、具体的な業務内容が示されている一方で、提案を求めたい事項などは示していない。応募者の提案内容も県が示した業務内容を踏襲したもので、新たな提案はない。 <p>県として新たな提案を求める事項を明確にして、募集するべきであった。</p>
農林部	<p>平成20年度の第59回埼玉県植樹祭に際して、ツツジの苗木1,400本(613,200円)を購入した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
農林部	<p>平成20年3月21日に納品されたジュレッター(131,250円)の代金を出納が閉鎖される5月末までに支払わなかった。</p> <p>6月に納入業者から支払の催促があったため、納品日を20年4月1日とした納品書及び請求書を提出させ、20年度の購入にかかる代金として6月24日に支出事務を行った。</p> <p>19年度の債務であり過年度支出として支出すべきところ、20年度の債務として支払ったことは不適切であった。</p>
都市整備部	<p>平成20年度に議事録作成業務請負の単価契約(執行予定額300千円)を締結した。契約書に「別紙仕様書</p>

		に基づいて履行しなければならぬ」と記載されていた様書が作成されていなかった。 提出すべき成果品の内容、納入期限は、契約の基本的事項であり、書面で明確にしなかったことは不適切であった。
都市整備部	市街地整備課	平成20年度の地方道路交付金(区画整理)整備事業負担金の納入について、収入済通知書で確認したにもかかわらず、債権管理簿に消滅年月日を記載していないものが19件あった。債権の消滅を確認したときは、債権管理簿にその旨を記載する必要があった。 また、組合等土地区画整理事業補助金(住宅基盤)については、債権管理簿の66か所を修正液で訂正していた。帳簿書類の訂正は、訂正前の文字を讀むことができるように行う必要があった。
教育局	福利課	教職員メンタルヘルス相談窓口は、県事業で3か所、公立学校共済組合事業で4か所の計7か所を開設している。 同様の相談業務であるが、医師への報酬額が異なっていた。平成19年度から名称を統一して実施したが、この間に是正することを怠った。 また、一人3回までの相談は、本人の負担をなとしてしているが、相談回数の確認を行っていないかった。
教育局	福利課	平成20年度に行った延べ1,555件、約1,400万円分の修繕のうち140件(約900万円分)は、入居者や修繕業者からの報告による検査であった。 発注者である県の担当職員による現地確認を行わず、修繕費を支出したことは、不適切であった。 また、19年に策定した埼玉県教職員住宅管理計画に基づき今後も維持管理をする26の教職員住宅は、入居条件を緩和したにもかかわらず、21年4月現在で3住宅が入居率7割未満、うち1住宅は入居率2割である。 入居率の低い教職員住宅については、廃止又は集約を検討されたい。
教育局	高校教育指導課	高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金の未返還金(平成21年3月末 485,980円)は、長ほとんどが平成3年度から5年度に生じたもので、長

		期にわたり未納となっている。 20年度は毎月、督促状を郵送するのみであり、家庭訪問や保証人への連絡を行っていないなど、債権回収に向けた取組が十分ではなかった。
教育局	義務教育指導課	平成20年度の市町村総合助成事業のうち「学力向上支援員配置事業」について、次のとおり不適切な点があった。 1 4月に着手した事業に対して、6月に交付決定をしていた。 2 配置した支援員の氏名、勤務実績が不明な実績報告書に基づいた履行確認により、補助金を確定していた。
教育局	生涯学習文化財課	平成15年度の生涯学習ステーションのリニューアルに伴い調達されたサーバ機器(取得価格12,576,375円)の管理について、次のとおり不適切な点があった。 1 備品出納簿に記載すべきところ、記載していないかった。 2 取得価格100万円以上の備品であることから、重要物品等カードを作成すべきであったが作成されていないかった。 3 21年2月にサーバ機器を更新した際に、不用となった本件サーバ機器について、処分協議・不用決定など必要な備品処分の手続きを行わなかった。
教育局	スポーツ振興課	県立学校体育施設開放事業について、管理指導員を委嘱し各校に配置するとしているが、次のとおり不適切な点があった。 1 管理指導員の謝金支払の根拠が、要綱に定められておらず、個別に決裁を受けることもしていないかった。 2 開放実績のある174校のうち、20校について、管理指導員の委嘱がされていなかった。 3 管理指導員の委嘱時期が4月中旬以降と遅く、委嘱前に行った開放事業の業務に対し、5校で謝金が支払われていた。

2 監査意見

機関・職制名		監 査 の 意 見
福祉部 福祉政策課	障害者福祉推進課	平成15年度から20年度間に新規貸付した福祉のまちづくり資金は、平成18年度の1件、10,000千円のみであり、福祉のまちづくりの促進に十分利用されているとは言えない。 長期にわたり貸付実績が低迷している原因を分析し、抜本的に制度を見直すなどにより、福祉のまちづくりを促進する必要がある。
教育局 総務課 県立学校人 事課		平成20年度の障害者就労定着支援事業における支援予定者数については、障害者施設から一般就労する障害者数の目標値である190名(予算額9,238千円)とした。 しかし、実際に定着支援を行った障害者数は、17名(執行額約138千円)に留まった。 実績が大きく下回った原因を分析し予算を効果的に執行して、就労した障害者の定着が図られるよう、努める必要がある。 平成19年度・20年度の2年間に、生徒の個人情報記録されたパソコン等の盗難や紛失が5件発生したほか、生徒指導要録を誤って廃棄するなど紙文書での事

高校教育指導課 小中学校人 事課	故も2件発生している。 事故のたびに、情報管理徹底の通知や研修などが行われているが、教職員一人ひとりに情報管理の重要性が十分浸透しているとは言えない。 教育局の関係各課及び教育事務所が一体となり、学校現場を指導する必要がある。また、各学校においては、校長が中心となり、すべての教職員が情報管理の重要性をしっかりと認識するよう努める必要がある。
教育局 高校教育指導課 保健体育課	保健体育課の「運動部活動充実事業」と、高校教育指導課から執行委任されている「体育活動充実・活性化事業」は、いずれも県立高校の運動部活動に外部指導者を派遣する事業であるという点では同一事業である。 両事業は一日の謝金が3,000円と5,000円、活動日数は30日を上限とするなど、画一的なものとなっている。 部活動に対する支援の必要性は様々であり、実状に応じて日数や謝金が柔軟に運用できるよう制度を見直すなど、事業を一本化した上で、充実に努める必要がある。

埼玉県監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成21年10月6日

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部 職員課	平成20年10月3日	「埼玉県職員住宅維持管理業務委託」は、部の契約業者	平成21年度の契約について、平成21年3月30日に一般競

埼玉県監査委員 根 和 夫
 埼玉県監査委員 米 田 正 巳
 埼玉県監査委員 田 中 龍 夫
 埼玉県監査委員 大 山 忍